

火災予防上の命令を受けている違反対象物一覧

更新日: 令和7年6月5日現在

【八街市】

防火対象物の名称(フリガナ)	株式会社中村太一商店(カブシキガイシャナカムラタイチショウテン)
防火対象物の所在地	八街市八街ろ119番地
命令を受けた者の氏名	株式会社中村太一商店 代表取締役 中村智代子
命令の内容	(1) 令和6年7月28日までに建物全体に消防法で定める技術上の基準に従い、屋内消火栓設備を設置すること。(消防法第17条の4第1項) (2) 令和6年7月28日までに建物全体に消防法で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備を設置すること。(消防法第17条の4第1項)
命令発動日	令和6年3月29日

防火対象物の名称(フリガナ)	小坂部工業株式会社(コサカベコウギョウカブシキガイシャ)
防火対象物の所在地	八街市沖812番地1
命令を受けた者の氏名	小坂部工業株式会社 代表取締役 小坂部恵一
命令の内容	(1) 令和7年10月4日までに工場①に消防法で定める技術上の基準に従い、屋内消火栓設備を設置すること。(消防法第17条の4第1項) (2) 令和7年10月4日までに工場①、③に消防法で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備を設置すること。(消防法第17条の4第1項)
命令発動日	令和7年6月5日